

※費用の明示がないものは無料

凡例 [人]…「オンラインのみ」または「オンラインを含むもの」

税金

特別区民税・都民税(住民税)の支払いはお済みですか

10月31日(火)は、特別区民税・都民税(住民税)第3期分(普通徴収分)の支払期限です。金融機関、コンビニエンスストア、納税課(区役所3階①窓口)、各区民事務所、モバイルレジ(区ホームページ参照)・電子マネー(区ホームページ参照)でお支払いください。口座振替の場合は、事前に残高をご確認ください。なお、支払いが困難な場合はご相談ください。※支払期限を過ぎた特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)がある場合は、金融機関・納税課・各区民事務所で早めにお支払いください。※コンビニエンスストアでお支払いの場合は、必ず領収証書・レシートの両方をお受け取りください。モバイルレジ・電子マネーでお支払いの場合は、領収証書は発行されません。

▶問=納税課庶務・収納係 ☎3579-2133

お知らせ

11月からコミュニティバス「りんりんGO」の運賃が変わります

▶変更後の運賃

- おとな…現金・ICカードいずれも230円
- 小学生…現金120円・ICカード115円
- ▶問=国際興業(株)志村営業所 ☎3966-2247、板橋区都市計画課交通企画都市基盤係 ☎3579-2548

仲間と始める「10の筋トレ」説明会

▶とき=11月24日(金)13時30分~14時45分 ▶ところ=SOMPOケアラヴィーレ高島平(坂下3-5-2) ▶内容=介護予防に効果がある筋力トレーニングの説明・体験など ▶講師=(医)明芳会イムス板橋リハビリテーション病院理学療法士 真庭弘樹 ▶対象=区内在住で、説明会以降の毎週金曜に同場所で行う10の筋トレに参加したい方 ▶定員=17人(申込順) ▶申込・問=10月23日(月)朝9時から、電話で、おとしより保健福祉センター介護普及係 ☎5970-1120

「きこえとことばの教室」入級相談会

▶対象=来年4月に小学校に入学予定で、知的発達に遅れがなく、**A**聴覚**B**言語に心配があるお子さんとその保護者 ▶ところ・申込・問=直接、**A****B**志村三小 ☎3963-0255または上板橋小 ☎3972-1663 **B**高島六小 ☎5399-7407 ※**A**は11月1日(水)から **B**は12月1日(金)から受付

介護者こころの相談

▶とき=11月8日(水)、14時から・15時から、各1回制 ▶内容=臨床心理士による介護の悩み相談 ▶対象=区内在住で、65歳以上の家族を介護している方 ▶定員=各回1人(申込順) ▶ところ・申込・問=10月23日(月)朝9時から、電話で、おとしより保健福祉センター特別支援係 ☎5970-1115

里親説明会

▶とき=11月16日(木)、10時~11時・11時15分~12時15分、各1回制 ▶ところ=ロータスホール ▶対象=区内在住の世帯 ▶定員=各回4組(申込順) ▶申込・問=10月23日(月)朝9時から、電話で、子ども家庭総合支援センター援助課里親係 ☎5944-2374

外国人のための法律相談

▶とき=11月16日(木)・12月21日(木)、各1日制、13時30分~16時30分 ※相談時間は1人30分 ▶内容=電話・オンライン会議システム「Zoom」によるビザ・労働・離婚などの相談 ▶対象=外国籍の方 ▶申込=各実施日の7日前まで、(公財)板橋区文化・国際交流財団ホームページ ▶問=同財団(グリーンホール内) ☎3579-2015

いたばし福祉・保育のしごと相談・面接会

▶とき=11月18日(土)、10時30分~12時30分・13時30分~15時30分、各1回制 ▶ところ=ハイライフプラザ ▶内容=区内を中心とした福祉施設・保育園の求人情報の提供、就職相談・面接会 ※求人概要は、10月26日(木)から、(公)板橋区社会福祉協議会ホームページでご覧になれます。※面接を希望する場合は、履歴書(写真貼付、面接希望数分)・雇用保険受給資格者証(受給中の方)をお持ちください。 ▶定員=各回50人(申込

順) ▶申込=10月26日(木)朝9時から、電話で、同協議会 ▶問=同協議会 ☎5943-1300、板橋区長寿社会推進課シニア活動支援係 ☎3579-2376

傍聴

環境教育推進協議会

▶とき=11月1日(水)10時30分~12時 ▶ところ=第一委員会室(区役所11階) ▶内容=環境教育推進プラン・専門部会の活動報告など ▶定員=5人(申込順) ▶申込・問=10月23日(月)朝9時から、電話で、環境政策課環境教育係 ☎3579-2233

社会福祉協議会 ご案内

社会福祉協議会への寄付(8月)

1・2・3歩の会5000円 ▶NPO法人ゆずり葉1700円 ▶東京土建一般労働組合板橋支部10万円 ▶高台ひまわり2100円 ▶坂下わかば会17万4490円 ▶サロン紫陽花6356円 ▶ハッピーグループ4834円 ▶NPO法人環境と美化を考える会2000円 ▶大山福地蔵尊奉賛会10万円 ▶里彩くるカエル倶楽部2000円 ▶板橋区介護者支援の会ひだまり8万7000円 ▶伊藤康治5万円 ▶蓮根坂下三丁目芳寿会303円 ▶大工原辰実1万円 ▶問= (公)板橋区社会福祉協議会 ☎3964-0235

子どもの居場所立ち上げ講座

▶とき=11月24日(金)14時~15時30分 ▶ところ=グリーンホール101会議室 ▶内容=講義・開設した団体の体験談紹介など ▶対象=区内で開設を予定している方 ▶定員=15人(申込順) ▶申込・問=10月23日(月)朝9時から、電話で、子どもの食・居場所支援事業事務局 ☎3964-0236

親族後見人のつどい

▶とき=11月30日(木)13時30分~15時 ▶ところ=情報処理センター ▶講師=権利擁護いたばしサポートセンター所長 織田倉彦 ▶対象=親族で成年後見人・保佐人・補助人をしている方 ※被後見人または後見人などが区内在住・在勤の方 ※申立中・検討中の方も可 ▶定員=10人(申込順) ▶申込・問=10月23日(月)朝9時から、電話で、権利擁護いたばしサポートセンター ☎5943-7070 ※聴覚障がいがある方のみFAX(3964-0245)で申込可。申込記入例(4面)の項目と参加人数を明記。

みなさんの保険料が各制度を支えています 支払いをお忘れなく

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の各制度は、加入者一人ひとりが保険料を支払い、少ない負担でサービスを受けられる相互扶助の制度です。いつまでも安心して暮らすために、支払期限までに保険料を支払い、各制度をみなさんで支え合いましょう。

	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療制度
目的	病気・けがに備えて、加入者が保険料を支払い、少ない負担で医療を受けられる相互扶助の制度	介護が必要な状態になっても、自立した生活を送れるように、必要な介護サービスを受けられる制度	被保険者の医療費を国民全体で支える制度
対象	74歳以下で、ほかの健康保険に加入していない方	●65歳以上の方(第1号被保険者) ●40~64歳の方(第2号被保険者) ※医療保険と合わせて徴収	●75歳以上の方 ●一定の障がいがある65歳以上で、加入申請した方
支払方法	<p>普通徴収</p> <p>口座振替または納付書 ※便利で確実な口座振替をご利用ください。キャッシュカードのみで手続きできるサービスあり。詳しくは、お問い合わせください。 ※納付書払いの方は、支払期限までに金融機関・コンビニエンスストア・区役所・各区民事務所・モバイルレジ(モバイルバンキング・クレジットカード)・電子マネーでお支払いください。 ※クレジットカード払いは、支払い金額に応じて決済手数料が別途必要。</p> <p>特別徴収</p> <p>原則、世帯主が国民健康保険被保険者であり、世帯内の同被保険者全員が65~74歳で、次の全ての要件を満たす方は、年金から保険料が差し引かれます。 ●年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料が特別徴収されている ●介護保険料と国民健康保険料の合計額が、年金受給額の2分の1以下 ●口座振替をしていない</p>	<p>年額18万円(月額1万5000円)以上の老齢・退職・遺族・障害年金を受給している方は、年金から保険料が差し引かれます。 ※原則、普通徴収への変更不可。 ※65歳になったばかりの方・ほかの市区町村から転入した方・年度の途中で保険料が変更になった方などは、一時的に普通徴収になる場合があります。</p>	<p>次の両方の要件を満たす方は、介護保険料が差し引かれている年金と同じ年金から保険料が差し引かれます。 ●年金受給額が年額18万円以上 ●後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の2分の1以下</p>
滞納した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●延滞金の徴収 ●短期被保険者証の交付(有効期限が短く、8か月ごとの更新手続きが必要) ●被保険者資格証明書の交付(医療費の全額自己負担) ●保険給付の全部または一部差し止め ●財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分) 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス費の支払方法の変更(利用費を被保険者が一時的に全額負担) ●保険給付の一時差し止め(未払い分の保険料に充当) ●保険給付の減額・高額サービス費の支給停止(保険給付率を6割または7割に引き下げなど) ●財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分) 	<ul style="list-style-type: none"> ●短期被保険者証の交付(有効期限が短く、更新手続きが必要) ●財産の差し押さえ(法律に基づく滞納処分)
問	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料・資格について…国保年金課国保資格係 ☎3579-2406 ●お支払いについて…国保年金課国保収納係 ☎3579-2409 ●滞納処分・差し押さえについて…国保年金課国保特別整理係 ☎3579-2437 	介護保険課資格保険料係 ☎3579-2359	後期高齢医療制度課管理収納係 ☎3579-2327

※経済的な事情などで保険料の支払いが困難な方は、分割納付・減免制度が適用できる場合がありますので、お問い合わせください。